

「安心R住宅」について①

参考資料

既存住宅ならではの良さ

- ◇新築に比べて安い
- ◇実際の住宅を見て検討できる
- ◇あらかじめ周辺環境を確認できる
- ◇リフォームによって自分のニーズに合わせられる



従来のいわゆる「中古住宅」のマイナスイメージ

- ◇「不安」
品質が不安、不具合があるかも
- ◇「汚い」
見た目が汚い、設備が古い
- ◇「わからない」
選ぶための情報が少ない、わからない

＜現況の写真イメージ＞
広告を見ても詳細写真等、選ぶための情報が少ない

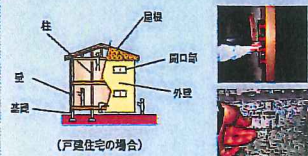


安心R住宅

基礎的な品質があり「安心」

- ◇耐震性がある
- ◇インスペクションの結果、構造上の不具合及び雨漏りが認められない

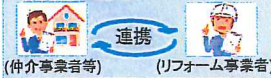
＜インスペクションのイメージ＞



リフォームが実施されていて「きれい」

- ◇リフォームによって従来の既存住宅の「汚い」イメージが払拭されている

- ◇リフォームを実施していない場合は、参考価格を含むリフォーム提案の情報がある



- ・既存住宅だけど、きれい
- ・これからリフォームにかかる費用やリフォーム後のイメージがわかる等

- ◇外装、主たる内装、水廻りの現況の写真がある

＜現況の写真イメージ＞



- ・広告等で写真を見て、実施済みリフォームの内容等を確認できる等

情報が開示されていて「わかりやすい」

- ◇広告時に情報の有無が開示され、さらに求めに応じて詳細情報が開示される

＜情報開示イメージ＞



- ・今までに実施した点検や修繕の内容がわかる
- ・どんな保険・保証がつかかわかる等

相談できる

- ◇事業者団体が相談窓口を設置している

＜相談窓口イメージ＞



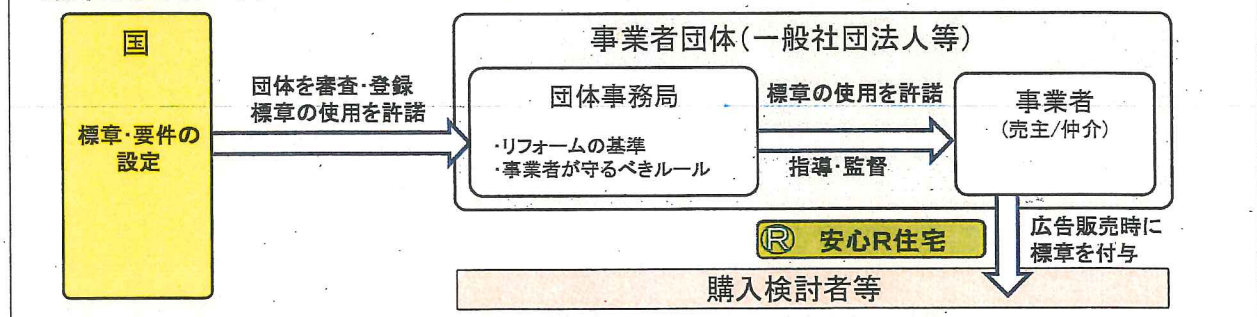
- ・トラブルがあっても相談できる等

消費者が「住みたい」「買いたい」と思える既存住宅を選択できる

「安心R住宅」について②

- 国は、『安心R住宅』の標章及びそれを付与できる住宅の要件を設定する。その上で、標章の使用を希望する事業者の団体を審査・登録し、標章の使用を許諾する。
- 事業者団体は、リフォームの基準及び標章の使用について事業者が守るべきルール等を設定し、団体の構成員の事業者の指導・監督を行う。
- 事業者は、要件に合致した住宅について、団体の基準やルールに則って広告販売時に標章を付与することができる。

＜標章付与のイメージ＞



◇『安心R住宅』の対象となる住宅を提供する事業者団体

団体の要件	団体において、事業に取り組み、会員の管理が適切になされるよう、一般社団法人等※とする ※一般社団法人以外としては、中小企業等協同組合等が考えられる
リフォームの基準の設定	従来の既存住宅の「汚い」イメージの払拭に資するリフォームの基準を定める
事業者が守るべきルールの設定	標章の使用に関して事業者が守るべきルールを定める
事業者の審査、指導、監督	標章の使用を希望する事業者に対して審査・許可し、指導、監督を行う(研修も含む)
相談業務	購入検討者等が相談できる窓口を設置し、本制度に係る相談業務を行う
運営状況等の報告	標章付与の実績等の制度の運営状況及びその評価等について、定期的に国へ報告する